

令和6年度（2024年度）第3回 子ども・子育て会議 議事録

日時： 令和6年（2024年）9月6日（金）10:00～12:00  
場所： 熊本県庁 審議会室

（熊本県子ども未来課 緒方審議員）

皆さんおはようございます。子ども未来課の緒方と申しますよろしく申し上げます。

今、堀委員がまだちょっとお見えではないんですけれども、遅れてお見えになると思いますので、会議開催させていただきたいと思います。空調がですね、なかなか効いてなくて、県庁大分改善をしてる状態なんですけれども、上着等羽織ってらっしゃる方は適宜脱いでいただいて、調整いただければというふうに思います。

それではただいまから令和6年度第3回熊本県子ども・子育て会議を開催いたします。開会に当たりまして、健康福祉部長の下山がご挨拶申し上げます。

（熊本県健康福祉部 下山部長）

皆さんこんにちは。すいませんちょっと空調の、冒頭ありましたけれども、脱ぎたくても、我々は女性はなかなかできなかつたりしますので、少しもうちょっとしたら効いてくると思うんですけども。環境が悪くなくて本当申しわけございません。それから本日お忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。先般の台風のときに延期をさせていただきました関係で、また皆様にはご負担をかけてしまいました。平素から本県の児童福祉行政にご尽力をいただいておりますことをこの場をお借りしまして改めてお礼を申し上げます。

子ども・子育て、この会議とあわせまして、県庁内でも、知事をトップに、ご承知の通り部長職で構成します庁内の推進本部でありますとか、また課長級ですね、幹事会というのも設けてまして、様々な階層で議論を今重ねているところでございます。この子ども・子育て会議、今年度になって短いスパンでもう3回目ということになりますよね。ということで非常に短い期間で皆様にお集まりいただきご負担をおかけしているところなんですけれども、そしてまた事前にお送りしておりますので、そのお時間もちょっとちょうだいしながら、今日のご意見を出していただくことになることを本当に感謝申し上げます。

先月7月の11日に第2回の会議をしまして、計画の骨子でありますとか各論についての、論点についてご議論をいただいたところでございます。本日の会議では、計画の基本方針編に係る中間整理案というものをお示しし、それらを中心にご審議をいただきたいと思っております。中間整理案では、整理案はこの計画の根幹となる重要な内容でございます。前回に引き続き、忌憚のないご意見をちょうだいでできればと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（熊本県子ども未来課 緒方審議員）

ありがとうございました。それでは議事の方に移っていきたいと思いますが、各委員のご紹介につきましては時間の都合で、お手元の出席者一覧に紹介として代えさせていただきます。それから、前回の会議からの委員の変更あっておりません。本日、全委員18名のうち、過半数を上回る13名のご出席をいただいておりますので会議が有効に成立しているということをご報告いたします。それから資料は原則としてタブレットでご覧いただきたいというふうになっておりますが、紙による資料のご希望がありましたら、申し出いただければと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それから議事録の作成にあたりまして、議事録作成のシステムを活用しておりますので、前回同様ご発言いただくときはマイクお持ちしますの

で、マイクのご使用をよろしく願いいたします。それから傍聴される方におかれましては本日お配りしております傍聴の際の留意事項に従って、議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これから会議の議長は、熊本県子ども・子育て会議条例第7条の規定により、八幡会長をお願いいたします。

(八幡会長)

はい。皆様おはようございます。予定では8月の終わりに、第3回の会議を持たれる予定でしたけれども、今日1回で審議を終わらせるという非常に重たいお役目をいただいております。前回の第2回は皆様の委員からご意見を頂戴しましたので、会議の時間が長引きましたことも本当に申し訳なく思っているところです。本日はそのようなことのないようスマートに進めていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。12時までを目途にということで、会議次第に沿って、主にこども計画の中間整理案について議論を進めて参りたいと思っております。

議事に先立ち、皆様にご報告させていただきたい案件がございます。7月26日に熊本県知事を議長とする地方創生会議の方に、こちらの会議、子ども・子育て会議の代表として参加させていただき一言発言をさせていただきました。その内容を簡単にご報告させていただきたいと思っております。

発言の内容は以下のようなものです。現在、子ども・子育て会議ではこどもまんなか熊本・実現計画を審議中です。まとまり次第、総合戦略に反映していただき、実現のためにご尽力をお願い申し上げます。その観点から2点、意見を申し上げます。まず、この熊本は、自然に恵まれ、食資源も豊かです。県内のどこで生まれ育ったとしても、熊本で生まれ育つことに誇りを持ち、将来この熊本のために力を発揮して活躍できる人材が育つことを願っております。そのために、こども一人一人が大切にされ、その特性、個性を踏まえた個別最適の学びが実現されるよう環境整備をお願いいたします。2つ目は、少子化を背景に、こどもとこどもの身近にあり、その一義的養育者はもちろん、保育、教育や福祉、医療、子育て支援のボランティア等を含めて、多面的にこどもの育ちを支える人たちが大切にされ、その専門性を発揮してこどもに関わることができるよう環境整備をお願いいたしますということを要望させていただきました。知事からは、了解の旨御回答いただいておりますことをこの場でご報告させていただきたいと思っております。

はい。それでは議題に入らせていただきます。議事の1番目、これまでにこども未来創造会議（出向く型）で寄せられている意見と2番目、こどもまんなか応援団からの意見まとめについて、事務局からご説明をお願い申し上げます。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい。事務局の子ども未来課長の竹中でございます。

まず資料1の、これまでにこども未来創造会議（出向く型）で寄せられている意見について説明いたします。こちらの資料の1ページ目のところで熊本県助産師会ですが、ここで産後ケア事業に関する意見交換をいたしました。かいつまんでご説明しますと、まず1つ目のマルですが、産後ケア事業の対象者がこれまでの支援が必要と認められるものから、産後ケアを必要とするものに拡大されてから、サービス量が急速に拡大しているという話があった他、四つ目のマルであります。市町村によりましてその求める実施報告の内容に差があるということで、産後ケア事業は単にサービスを提供することが目的ではなく、産後ケア事業で把握された母子の状況によってその後の地域での支援につなげていく必要があります。県内で事業の質を均一化していくためには報告様式や委託内容の統一化が必要ではないかという話があったと

ころです。

続いて2ページ目の方ご覧いただきますと、大津町でありまして、この中の②のところの5つ目のマルのところでございます。放課後児童クラブでは利用割合が高くなっていることなどから、卒の確保が課題になっているという話と、あと次のマルのところですけども、母子手帳交付時の妊婦面談では、外国人の方が結構多くいらっしやっていて、翻訳アプリを活用し、面談しているという話がありました。続いてその下の③意見交換の1つ目のマルのところでありませんが、町では保育士確保に苦慮している状況であり、県で計画を作成するにあたっては、保育士確保の方策などをお願いしたいという話があったのと、次のページも大津町であります、3ページ目の下から3つ目のマルのところであります、子ども・子育て支援法が改正され支援金制度が創設される中、後期高齢者が集まる説明会があったということで、諸々あった中では、支援金を負担することに納得がいけないというような意見もあったという話がありました。

続いて4ページ目のところでありまして。ここからは児童養護施設を5つほど、ご紹介するものであります。まず光明童園ということで、この中の1つ目のマルであります、施設育ちだから何かできないことがある、経験していないことがあるなどということにならないよう、様々な体験ができるよう取り組んでいるという話。

続いて5ページ目が湯出光明童園でありまして、この中の1つ目のマルであります、こども自身が施設での生活を納得した上で生活を始めることができるよう入所前に児童相談所から、入所理由をご説明してもらっているという話でありました。

続いて6ページ目でありまして。広安愛児園でありまして、この中の最後のマルであります、幼児から高校生まで月に1度はこどもたち一人一人から聞き取りを行い職員がこどもたちの意見や置かれている状況を把握するようにしているという話でありました。

続いて7ページ目が愛隣園でありまして、これも最後のマルのところでありまして、実の親との面会は原則としてこどもの希望に応じてできるようにしており、親子関係の再構築や家庭復帰が円滑に進むよう配慮しているという話でした。

続いて8ページ目が熊本天使園でありまして、これ下から2つ目のマルのところでありまして、施設を出た後もこどもたちが自信を持って生きていけるようにこどもたちの取り組みを褒めながら、人との関わり方などを基礎的な躰に取り組んでいるという話でありました。

続いて9ページ目からが障害児通所施設であります。まず、9ページ目が菊地圏域の社会福祉法人が運営するものであります。ここでは施設利用児の中学生の方にもお話伺いまして、1つ目のマルであります、施設には毎週月曜日だけ来る、施設には小学校に入る前から通って今、つまり中学生になるまで通っているという話でありました。続いて下の方に法人職員に聞いた話がありますが、これの下から2つ目のマルのところでありまして自閉症や知的障害など様々なこどもが通所していると、活動はレベルを上げて行ってもらい、終わったら報告する練習をしているという話でありました。

続いて1ページ飛ばしまして11ページ目の方が、阿蘇圏域の社会福祉法人が運営するものでありまして、ここでは施設利用の小学生の方にお話を伺いました。2つ目のマルのところでありまして、施設の活動では水遊びとか室内かくれんぼ、巨大オセロが楽しいという話がありました。それで下の方で法人職員の管理者側の方に話を聞いたところ、一番下のマルの2行目の途中からで恐縮ですが、阿蘇という地域特性上、祖父母の支援はもちろん共助の意識が高いので、いざというときに頼れる人がいるという安心感があるという話がありました。

続いて12ページ目、同じ施設であります、これの法人職員の中の子育て中の職員の方にもお話を伺いまして、この2つ目のマルのところでありまして。一番下のこどものときは相談支援専門員という役目上、残った職員に迷惑をかけないよう4か月で職場復帰をしたというような話がありました。

続いて13ページ目からが相良村の話であります。まず1つ目のマルであります。子どもだけでなく大人も含め自由にゆっくり集まれる場がない、カフェもない。こういうような話でありまして、3つ目のマルですが、相良村で一番取り組まないといけない課題は居場所づくりだというふうに考えているという話でありました。続いて②のどこまで支援を行う必要があるかというところで、1つ目のマルですが赤ちゃん用のおむつも支給しているが次から次へ要望だけ増えていくと。中には何もかもしてもらって当たり前というスタンスの親もいると。保育料の無償化をしている町村へ転出する住民もいて、自治体間で取り合いをしても意味ないのではないかと。支援のし過ぎと感ずることもあるという話がありました。続いて③のところ、村に住みたい人もいるが働く場がないということで農林水産など、村に合った働く場が必要じゃないかということと、そのずっと下で④、子どもではなく自分中心の親が増えつつあるんじゃないかという話がありまして、例えば2つ目のマルですが、子どもの歯科検診や何か体調を悪そうにしている時に、医療費補助でタダなのに車で行くのが面倒で病院に行かない親もいるとか、その次のマルですが、公園などで子どもが遊具で遊んでいるときに、親はベンチでスマホを触っていて子どものことを見てないというような話、あとは四つ目のマルですね、目の前に川辺川もあるが子どもたちは川遊びもしてないということで、ちょっと飛びますが、親が遊び方を知らないからではないかという話がありました。

続いて14ページ目でありまして、⑤のところ1つ目のマルであります。外で遊ぼうにも同学年の子どもが少なすぎて一緒に遊べる子どもが近くにいないという事情もあるという話でした。続いて下の⑥のところであります。3つ目のマルですが人吉球磨で産婦人科が2件しかなく、小児科も今後減っていくと思われるということでした。続いて⑦、繋がりが希薄になったということで2つ目のマルであります。お節介を焼く地域の人もいたが、お節介は怪訝な目で見られていなくなってきたという話でした。続いてその下の⑨のところですね、2つ目のマルですが、村のよさになかなか気づく機会がないけれども、村の外から来た方から、自然や川辺川について褒められてよさに気づくことがあるということでした。一番最後、⑫の県の子ども計画に望むことですが、熊本県に生まれ育ち、子育てをすると何か幸せと思ってもらえるような戦略を作ってもらいたいという話でありました。

資料1は以上でありまして、続いて資料2の方をご覧くださいと思います。ここでは子どもまんなか応援団からの意見聴取の内容をまとめておりまして、テーマは2つ、①ということで、県庁の働き方改革への提案で、次は②子どもまんなか施策へのアイディア、これは、要は県庁に限らず県内全域で、県職員に限らない子どもまんなか施策ということあります。この応援団との意見聴取については、7月から8月にかけて5回にわたって意見聴取を行っております。

まずテーマ①の方であります。1つ目のマル、育児休業等の取得促進であります。男性の育休を進めていく必要があると、短期では意味ないので長期に取得できるようにすることが大事ということと、単に取ることが大事ではなくその質も重要という話であります。次のマル、テレワーク実施の推奨ということで、テレワークを推奨するにあたり、システムなどの改善ですとかペーパーレス化の促進を実施する必要があるということでありました。その他、ノー残業デーの実施ですとか、短時間正社員制度の導入検討、次のページに移りまして、フレックスタイム制の導入などの意見が諸々あったのですが、この2ページ目の四つ目のマルのところですね、ライフデザインを考える機会を作るところ、ここの部分がかかなり多くの職員から話があったところです。結婚・出産・子育てをイメージしやすくするため、子育ての先輩の生の声を対面で、双方向のやりとりをしながら聞ける機会を作るのが大事じゃないかという声があったところです。

続いてテーマ②の子どもまんなか施策へのアイディアですが、子育て中や結婚前、出産前

後、それぞれの不安を軽減することが大事というのと、2つ目のマルでトップの意識改革ということで、現場の声を聞いてもらうため、現場で働く人とそのトップ、つまり首長の方、議員、経営者の方などとの対話する機会を設けるのは大事ということですか、よかボス宣言のフォローアップ制度ということで、何か振り返りの機会を作っていくのがいいんじゃないかという話がありました。3つ目のマルでこどもの生活環境・居場所の整備というのがありますが、この中の下から2つ目のポツです。こどもが安全に遊べる室内の遊び場の提供ですか、最後のポツですが、生まれた時期が近い親子をグループにして、定期的に集まり情報交換する場があると良いという話があったところです。私からの説明は以上であります。

(八幡会長)

はい。ありがとうございます。

もうすでにご承知の通り、今ご説明をいただいたこども未来創造会議の内容は、これから審議いただく計画の方に反映させていく大前提となっているものでございます。何かご説明の内容に関しまして、ご意見ご質問があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、もうご理解いただいたということで、事務局にお返ししたいと思いますので、計画策定作業に、ご参考にして反映させていただきませう、お願いを申し上げます。

それでは次に議事の3番目のこどもまんなか熊本・実現計画の中間整理案についてということで、前回の会議から本日までの間に、中間整理案について、事務局でもう夏休みも返上してですね、いろいろ調整をいただいております。それではまず、事務局からご説明をお願い申し上げます。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい。子ども未来課長でございます。

資料3-1から説明させていただきます。こちらはこどもまんなか熊本・実現計画の基本的な方針の修正案ということでありまして、上のボックスにも書いてありますが、7月17日に開催したこの会議ですとか、など書いていますのは先ほど会長の方からもお話あったように、何度となく個別的にですね、各委員の皆様にもご意見を伺ってきたということでありますが、そういった中で委員の方々からいただいた意見を踏まえて、修正をするということであります。

この中ではまず1つ目の主な意見ということで、こどもまんなかなのだから、当初案、つまり左下の当初案ですが、この⑤のですね、全てのこども・若者が幸せにというのを一番にすべきだということと、こどもが今幸せであることも大事にすべきであるということでありました。それで左下のですね、基本的な方針案の当初案のところでは、もともと⑤でですね、全てのこども・若者が幸せに成長できるようにするというふうに書いていたところを、右側の修正案の中では一番上の①にしまして、全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにするというので、幸せに暮らしというのを入れることで今幸せであるというニュアンスを入れるということでしております。

続いて、また上のボックスの2つ目の黒マルのほうに戻っていただきまして、⑥のこども・若者と関わる身近な大人たちというその方針は、家族に近い人も入るだろうから2番目に位置付けるのがいいんじゃないかと、こういう話でありまして、続けて次のマルですが3番目が④で、4番目が③でと、その順番についてもご指摘いただいたのと、四つ目の黒マルですが、④の希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援を行うという記載が、こども・若者目線のこどもまんなかという考え方からちょっと遠いんじゃないかと、そもそも結婚や子育てを希望

する人が少なくなっていることから、希望に応じるだけでは不十分じゃないかというようなご指摘もいただきました。左下の当初案のですね、⑥の方をまず見ていただきますと、身近な大人たちというふうに書いて、ここで意図していたのが、保育士だとか、そういうこどもや保護者を支援する人というのをイメージしていたんですけども、その家族に近い人なども含んでいるかのような表現だったので、表現を少し改めまして、右側の修正案の、③のようにですね、こどもや若者、子育て当事者を支援する人というふうに言葉振りを変えておりまして、あとはちょっと語尾のところですね他の①とかとも平仄をそろえた上で、3つ目の順番にしているところであります。これは、要はあくまで、①のこども・若者の次はですね、子育て当事者だとか子育て世代だとか、そういった方々に関することであろうということで、3つ目に位置付けているものであります。

あとは当初案の方、左側の方の④の方を見ていただきますと、これがご希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育ての支援を行うということだったんですが、これを修正案、右側の方でいうと②にした上ですね、委員の皆様からのご意見を踏まえまして、文言を変えております。これは、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにするというふうにしています。こういった文言であれば、そうした環境のもとであればですね、こどもが幸せな状態で育つことができるという考え方にのっとっております。

あとは④から⑥については順番についてはですね委員のご指摘を踏まえてその通りにしまして、あとは文言を微修正したところであります。

続いて2ページ目の方をご覧くださいますと、今ご説明した修正後の基本的な方針の全体像を、図で整理したものでありまして、図のようになりますね、真ん中にこども・若者に関する方針を据えまして、左側にそれを支えるものとして家庭や子育てに夢を持ち、というのを入れて、右側の方に支援する人が笑顔で接することができるようにするというのを置いているところであります。これらに通底する方針としましてこの下に長くありますが、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するというのを置き、またさらに下にその際の姿勢としてですね、関係機関との連携や気運醸成、後は県民とともに未来を作るというのを置いているところであります。

続いて3ページ目の方をご覧くださいますと、こどもまんなか熊本の考え方ということでありまして、元々はですね、最初のこの下線部のところが、それぞれの希望に応じて結婚・妊娠・出産・子育てができ、こども・若者がキラキラ輝く熊本というふうにしていたんですが、その基本的な方針の変更を踏まえまして記載ぶりですとか記載順を変えまして、この下線部の通り、こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本というふうにしております。要はこども・若者のことを先に持ってきたということと、後ろの結婚・妊娠・出産・子育てという文言をですね、家庭や子育てに夢を持てる熊本というふうにしていただいております。またさらにですね、ここでいうキラキラ輝くという言葉が、どういったことを指しているのかというのを県民の皆様とイメージを共有できるようにすべきというような指摘があったことを踏まえまして、この吹き出しのところを書いています。キラキラ輝くの意図する内容は、中間整理の中で基本的な方針①に対応するものとして記載すると、こういうことを書いております。

続いて下の図の方をご覧くださいまして、八幡会長の方から、下のサイクルの中の少し濃い色の柱というのを書いておりまして、その中の左上の方ですね、こどものライフステージに応じた支援と書いています。これはもともと、こどもの成育状況に応じた支援と書いていたんですが、会長の方から成育状況に応じたというのはあまり言わないのではないかとご指摘もあったのを踏まえて修正しています。また7月の会議の中で八幡会長の方からあったご指摘も踏まえまして、ボックスの中で赤字の部分がありますけれども、個別最適な学びと協働的な

学びの一体的な充実というのを追記しているところであります。

続いて4ページ目の方をご覧いただきまして、構成に関してであります。この上のボックスのところで書いていますように、基本的な方針の変更に伴いまして計画の方向性を変更しております。この右下の方の修正案のようにですね、第3のところを変えているわけですが、先ほど1つ前のページのところで見ていただいたこともまんなか熊本の考え方のサイクルの柱に基づいた構成を基本としまして、最後に特に支援が必要な子どもへの支援の中で、子どもの貧困対策ですとか、障がい児支援などを記載するというようにしております。

続いてこれに関連する資料として資料3-2というのがございまして、ちょっとワードで見にくいかとは思いますが、基本的な方針案の変更部分ということでもあります。先ほどの資料3-1では見出しだけ書いていたところ、本文も変更しているため、修正履歴をつけて変更部分をお示しする資料でございます。それで特に②はですね、ここで家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにするというところでもあります、委員からの指摘ですね、希望に応じるだけでは不十分ではないかというご指摘もあったことを踏まえまして、②の3行目のようにですね、結婚・子育てに希望を持てる環境の整備を行うという言葉を追記しているところでもあります。

続いて資料の4の方をご覧いただきたいと思います。これもワードで大変恐縮なんですけど、これが計画の中間整理案、本文として入れているものでございます。これについて前回の資料4ですね、お示した各論に関する論点の要素ですとか、前回会議での議論に加えまして、前回会議から今日に至るまで委員の皆様と個別的な打ち合わせでいただいたご意見ですとか、関係課との協議をもとに作成しているものでございます。

1ページ目の方をご覧いただきますと、第1のはじめにということでもあります。最初に計画の策定までの経緯ということと5行目のところから、令和5年度までの経過というのを記載している他、16行目から、策定年度の経過について記載しているところでもあります。

続いて2ページ目の方をご覧いただきまして、この1行目のところで、黒マルとかありますけれども、これは中間整理が取りまとまった段階で黒マルを具体的な日付に修正いたします。この同じ2ページ目の5行目のところからですね、計画の位置付け、期間ということと7行目のところからですね、子ども基本法10条に基づく子ども計画として位置付けていますよということと、あとはその他子ども関係の計画ということとそういったものと一体のものとして策定するとしています。12行目のところで書いていますが計画の期間は令和7年度から5年間ということにしていて、13行目のなお書きで書いていますように、基本方針編と具体施策編の二部構成として、具体施策編は毎年改定するというふうにしてあります。18行目からが子ども・若者、子育て世代等に関する本県の現状と課題ということとございまして、前回の議論でも子どもを中心に考えるという話があったところですので、まず、この20行目のところからですね、本件の子どもの状況に関する留意事項というのを書いております。いくつかかいつまんでお伝えいたしますと22行目の後ろの方にありますが、生活の満足度が低い子供の割合19.7%でしたというデータを入れてありますし、あと24行目のところから、相対的貧困の状態にある子育て家庭の割合のことですとか、26行目の段落はヤングケアラーの話、29行目のところは虐待の話を紹介しており、また35行目のところから不登校児童生徒数の話を入れてあります。

3ページ目の方に移りまして3行目のところからは、はじめの関係を入れていた他、6行目のところから子ども・若者の自殺の関係を入れていたところでありまして、9行目のところからは非行だとか、あとは犯罪被害のお話を入れております。続いて12行目のところからは前回の会議でご紹介したデータを中心に記載しております。まず(2)の少子化と人口構成の推移ということで、14行目のところでいうと、本県の出生数というのは概ね婚姻数の減少と並行して減っておりまして、8年連続の減であるということとあります。

続いて4ページ目の方ご覧いただきますと、この5行目のところから(3)の少子化の背景ということで、前回精査中としていた部分も精査済みのものを書いてありますが、ざっくり紹介しますと8行目のところで書いていますように未婚化が進んでいますし、5行目のところでも書いていますが、5ページ目のところの2行目のところですが、晩婚化が進んでいますということで、一方で5行目のところですが、全国の夫婦1組当たりの平均出生子供数は漸減しているところを、2021年でも半世紀前の約9割の水準である1.9人を維持していますということで書いています。

続いて6ページ目の方で、1行目のところでありますが未婚化・晩婚化の背景にあると考えられるものということで、例えば10行目のようにですね、結婚したくない県民にその理由を尋ねますと、社会人の場合は、夫婦関係や親戚づき合いが面倒というのが一番多く、学生・生徒の場合は自由に趣味や娯楽を楽しみたいというのが一番多いという状況でありました。続いて16行目でありますが(5)のこどもを持たない背景ということでありまして、こどもを持たないライフスタイルを希望する県民にその理由を尋ねますと、社会人の場合は必要性を感じない、こどもを持つイメージが湧かないというのが多く、学生・生徒の場合は自信がない、育て方がわからないというのが多い状況でありました。

続いて32行目のところで(6)の子育てをめぐる状況と子育てに必要な支援ということでありますが、7ページ目の方に移りまして、これの4行目のところでありまして。この子育てに必要な支援を県民に尋ねますと、社会人にせよ、学生・生徒にしても、働き働きながら子育てができる環境、こどもを産み育てていくために必要な資金、保育・子育てサービスの充実というのが上位三位を占めたというところでありまして。続いて17行目のところから(7)の働きながら子育てができる環境ということで、19行目のところの一番最後の方でありまして、本県における正社員や正職員の育児休業取得状況というのは男性が37.2%で女性が99.2%でありました。

続いて24行目のところをご覧いただきますと、熊本市を除く本県の状況でありまして、父親が育児をしていると感じる母親の割合というのをご紹介しております。続いて31行目のところから(8)の社会増減ということで、33行目でありまして、若年層が熊本に定着するために充実させるべきもの、充実させて欲しいものを県民に尋ねますと、社会人の場合は、子育てしやすい環境の充実、企業の魅力向上、交通環境の利便性向上の順に高かったというところでした。

38行目のところでありまして、本県の男女別社会増減を見ますと、2016年以降は女性の転出超過が男性を上回っておりまして、それは8ページ目の方の4行目のところでちょっと背景に関するところ書いてありますが、4行目の最後の方ですね、自分の能力やキャリアを生かせる魅力的な職場が少ないことや交通の不便、さらに夫は仕事、妻は家庭といった性別による役割分担意識が根強く残っているなど意識面の課題が見えているところでありまして。

そのあと10行目のところからが、4ということで計画が目指すこどもまんなか熊本の話であります。この12行目のところで基本的な考え方というのを書いてありますが、これ熊本県子ども輝き条例の前文をベースにしてありますが、堀委員ですとか小岱委員の方から、個別相談する中でですね、こども大綱の表現も参考にしながら17行目のところ一段落記載しております。17行目のところをちょっと読み上げさせていただきますと、さらにこどもは未来を担う存在であるとともに今を生きている存在ですと、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明、参画などの交渉主体であるということで、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であるとともに、大人と一緒に社会を形成する県民ですというふうにしておりまして、あとは22行目のところで、結論としては後ろの方ですね、県民皆でこどもの幸せな暮らしや育ちを支えていくことが必要ですというふうにしてあります。

続いて25行目のところから計画が目指すこどもまんなか熊本ということですか、あとは31行目のこどもまんなか熊本実現により想定される変化というのは、先ほど資料3-1でご覧いた



だいたように書いております。ここで26行目のところですね、本計画が目指すこどもまんなか熊本とは、こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本と書いているところ、輝きのところに注釈を打っております、下の方に注釈の解説を書いています、先ほど資料3-1の3ページ目でお話したようにですね、キラキラ輝くのイメージを共有できるように、この注釈の中でですね、キラキラ輝くというのは基本的な方針の①に対応するものであり、こども・若者が幸せに暮らし成長できる状態を指すということで書いております。

続いて9ページ目の方ご覧いただきまして、これの4行目のところで今後の取り組みというのを書いてまして、今後、中間整理に対するパブリックコメントに加えましてこども未来創造会議などでさらに伺った意見を踏まえて、子ども・子育て会議で審議し、最終的には推進本部会議を経て、計画として策定予定でありますということで書いています。

続いて10ページ目の方ご覧いただきまして、この1行目のところから第2の計画に関する基本的な方針というものを書いていますが、これは先ほど資料3-2のところでお示したものと同じですので説明は割愛させていただきます。

続いて11ページ目のところからが第3のこどもまんなか熊本の実現に向けた重要事項ということでありまして、3行目のところでも書いていますが、この第2のこの基本的な方針のもとでこどもまんなか熊本の実現に向け、次の重要事項に取り組みますということで書いています。なお書きでも書いていますが、具体的な取り組みについてはですね、推進本部の方で、具体施策編として別途取りまとめるということで書いています。

続いて8行目のところからがこどものライフステージに応じた支援ということでありまして、これの15行目のところからがこども・若者の権利の擁護ということであります。ここで縷々書いていますが、要約すればすべてのこども・若者に対してですとか、大人に対して33行目のところを見ていただきますと、このこども基本法ですとかこどもの権利条約の趣旨、内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であるということを広く周知していくということで書いています。

続いて36行目のところからイの多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりということで書いておりまして、これの一環で12ページ目であります、4行目であります、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を計画的に創出しますというふうに書いてまして、5行目でその一環として、ちょっと飛ばしますが、こどもの頃から自分より小さなこどもと触れ合う経験ができるよう支援しますと、このあたり以前に香崎委員の方からもご指摘いただいていたところがあります。次の8行目のところからですね、こどもたちに食の重要性を認識してもらうために食育を戦略的に進めますということで、地産地消による給食を提供云々ということで書いていますが、この辺り、以前に八幡会長の方からもご指摘いただいていたところですし、その次の11行目のところからありますが、こどもの農業・漁業・牧畜体験を推進していくという辺りについても八幡会長の方からご示唆いただいていたところとあります。あとは16行目のところでこどもの読書活動などを書いているところとあります。

23行目のところで生活習慣の形成定着ということでありまして、24行目の最後の方にありますように、くまもと早ね・早おきいきいきウィークというのを実施する他、26行目のところから書いていますが、乳幼児期の虫歯予防を推進していくために、歯科保健指導の増加だとかフッ化物応用等の取り組みを進めますというふうに書いています。

続いて32行目のところでこども・若者が活躍できる機会づくりということでありまして、ちょっと飛ばしますが13ページ目の中でですね、その一環として8行目あります、海外から帰国したこども・若者や、TSMCの進出などに伴って増加している在留外国人のこども・若者について、就学支援や日本語指導などの個々の状況に応じた支援を推進しますということで、この辺り八幡会長ですとか岡田委員の方からも個別にご意見をいただいていたところとありま

す。

続いて13行目のところで子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消ということを書いているところです。

続いて25行目のところが、ウの子ども達が笑顔で育つ地域づくりということで、これの一環で31行目ではありますが、最後の方で通学路を含めた道路の安全対策ですとか、公共交通の利用環境改善などの取り組みを推進しますというふうに書いているのと、34行目の最後の方ですね、渋滞の解消や地域公共交通の維持改善などに取り組みますということです。14ページ目の3行目のところでも書いていますが住宅支援を強化しますということも書いています。

続いて14ページ目の5行目のところですね、子どもや若者への切れ目のない保健医療の提供ということでありまして、これの13行目ではありますが、誤解に基づくライフデザイン設計とならないようにするとともに、10歳代の予期しない妊娠をなくしていくために、ライフデザイン支援を推進しますということを書いています。

続いて28行目のところで、ここからが(2)のこどもの誕生前から幼児期までの支援ということを書いています。まず基本認識としてですね、小岱委員ですとかから以前にご指摘いただいたように、30行目のところですけれども、こどもの誕生前から幼児期まではこどもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期ですということなどを書いています。こういったことを踏まえまして15ページ目ではありますが、これの10行目ではありますが、そういったことを踏まえまして次の政策に取り組んでいきますというふうに書いてそこから具体的なことを書いているわけですが、まず13行目のところで、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンの共有ということを書いている他、21行目のところで、地域の身近な場を通じた支援の充実ということを書いています。その一環で26行目の一番最後の方ですけれども、熊本市と連携して、3歳未満のこどもを対象とするこども誰でも通園制度の試行実施で得た知見などを他の市町村に共有するなどして、このこども誰でも通園制度の試行実施だとか本格実施への対応を万全にしていきますということを書いています。この点に関連して、真島委員の方から指摘もいただいてきたところでもあります。32行目のところですが病児保育の充実を図るとともに、こどもが病気の際には休暇をとれるよう職場における休暇取得の気運を醸成しますということを書いています。これは6月に香崎委員の方からご指摘いただいたところでもあります。

35行目のところではありますが、幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続ということで16ページ目ではありますが、これの2行目の最後の方ではありますが、こどもの主体的な活動を大切にされた教育・保育の推進ですとか保育所等への指導監査などにより、幼児教育・保育の質の向上を図っていきますということを書いている他、7行目のところからは幼保等・小・中の連携ということでありまして、ここはこれまでも上田委員ですとか岡田委員などからもご指摘をいただいてきたところでもあります。

続いて12行目のところから学童期・思春期の支援ということでありまして、34行目のところからが質の高い教育の推進ということを書いています。その一環で17ページ目ザッと書いてありますけれども、17ページ目の10行目のところから安心・安全に過ごせる学校づくりということで、まず11行目がありますようにいじめの未然防止や早期発見・解消を図るということを書いている他、13行目のように不登校への対応についても入っています。この不登校の関係は岡田委員からもご指摘があったところから書いています。

19行目のところから確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成ということでありまして、21行目のところで最後の方で書いていますが、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りますというふうに書いていますが、このあたり八幡会長の方からご指摘あったところからあります。

続いて30行目のところで障がいや多様な教育的ニーズにこたえるということで32行目のところではありますが、インクルーシブ教育を市町村教育委員会などと連携して推進しますというふうに書いています。

37行目のところでキャリア教育の充実、グローバル人材の育成というふうに書いています。18ページ目の方をご覧くださいまして、これの6行目のところですね、上田委員からもご指摘いただいてきたことも踏まえまして、地域の伝統ですとか文化などに関する学習などを通して、ふるさとを愛する心の醸成を行い郷土に対する理解や愛着を深めますというふうに書いています。

続いて9行目のところに魅力ある学校づくりということで、14行目ではありますが、部活動への、地域のスポーツ人材の活用など、地域の様々なパートナーに参画いただき、学びの充実を図ることで魅力的な学校づくりを進めますと書いています。

続いて33行目のところからは、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育ということでありまして、これが19ページ目で続きが書いてありますが、これの10行目のところの一番最後の方ですね、こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組みますというふうに書いてありまして、これに関連して徳富委員からもご指摘いただいてきたところでもあります。

続いて22行目のところで居場所づくりということで、24行目ではありますが、その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聞きながら居場所づくりを推進しますというふうに書いてありまして、これとあと31行目のところですが、中川委員からの指摘も踏まえまして、真ん中辺りですけど放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進めていきますということを書いています。

36行目のところで小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等ということで、20ページ目の途中まで書いているところでもあります。

続いて20ページ目ですね、21行目のところからが、2の若者の夢が実現できる環境整備ということでありまして、この30行目のところからが、(1)の高等教育の修学支援、高等教育の充実ということでありますが、これの36行目のところですね、これも徳富委員の方からご指摘ありまして、在学段階から職業意識の形成支援や労働関係法令の教育を行うというふうにしています。

21ページ目の5行目のところではありますが、(2)の就労支援雇用と経済的基盤の安定のための取り組みということで7行目のところからが若者の県内就労・就業促進ということであります。8行目のところではありますが、ジョブカフェですとかジョブカフェ・ランチにおいて仕事を探している若者一人一人に合わせた細かな支援を行っていくということの他、11行目のブライト企業認定制度の普及などによりまして、若者が県内で働くことに希望を持てるように努めていくということを書いている他、17行目のところですけども、農林水産業を志す若者に対して、きめ細やかな支援を行っていきますというふうに書いています。

21行目のところで移住・定住支援、企業誘致、創業支援等ということでありますが、これの32行目のところの最後の方ではありますが、くま活サポートを引き続き活用して、県内で働きたい若者を支援しますというふうに書いています。

35行目のところで雇用と経済的基盤の安定のための取り組みということで、37行目ではありますが、希望する非正規雇用労働者の正規化ですとか、あとは働きに応じた公正な処遇を推進するため県内企業への呼びかけを進めますということで、特にこの働きに応じた公正な処遇の推進については、佐藤委員からのご指摘を踏まえたものでもあります。

続いて22ページ目の方の2行目のところではありますが、(3)の魅力的な地域づくり等ということで、7行目ではありますが、こどもまんなか応援サポーターに就任しているくまモンがこれま

で以上にイベント等への方出演を通じてこども・若者に直接的に働きかけるというふうに書いています。

14行目のところで悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実ということで書いています。

26行目のところから3の希望をかなえる結婚・妊娠・出産への支援ということで、28行目がありますが、結婚・妊娠・出産・子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることなども十分に踏まえた上で、次の施策に取り組みますということを書いていまして、23ページ目、ここからが具体的な話であります。まず7行目のところですね、結婚支援の関係ですけど、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援などによりまして、婚活・結婚を重点的に支援しますというふうに書いています。

また12行目のところからですね、不妊治療に対する費用助成など不妊症や不育症の治療に係る支援を充実させるとともに、仕事と不妊治療の両立など、妊娠や出産に伴う悩み等に対応する相談体制・情報提供を強化しますということで書いています。

続いて17行目のところで(3)の出産支援と産後等の支援ということでありまして、20行目でも書いていますように県内どこでも安心して出産できる環境づくりを推進するため、総合的な周産期医療体制を充実させますというふうに書いています。

続いて24ページ目の方ご覧いただきまして、これの7行目のところであります、産後ケアについては市町村域を超えた広域的体制の整備等、事業の充実を図るとともに、利用者の負担軽減等利用しやすい方法の検討を行いますというふうに書いています。

続いて14行目のところからありますが、こども家庭センターについて体制整備を支援し、市町村の児童福祉業務との連携を推進するというので、これに関連したご指摘を金柿委員からもいただけてきたところであります。

続いて28行目の後ろの方からありますが、新生児マスキング検査などを推進する他、国に対して公費検査の対象項目の追加を要望していきますというふうに書いていますし、34行目のところのように乳幼児健診などを推進しますということで書いています。

25ページ目の5行目から、4のあらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援ということでありまして、例えばこの中の15行目から共働き、子育て世帯への支援の基本的な考え方でありまして、20行目のところからあります、固定的性別役割分担意識や、長時間労働などを前提とした働き方や暮らし方を見直す必要があるというふうに書いてありまして、とりわけ長時間労働を前提とした働き方を見直す必要があるというのは、藤山委員の方からのご指摘を踏まえたものであります。こういった考え方を踏まえまして具体的に次のような施策に取り組みますというふうに書いていまして、まず32行目のところからありますが、子ども医療費助成制度ですとか、幼児教育・保育の無償化などについては全国一律の制度化などについて国に求めていくということとともに、国の動向を踏まえつつ、今後も引き続き、子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援を行いますというふうに書いています。

続いて26ページ目の方の1行目のところから(2)の地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築ということで書いていまして、これの17行目のところですね、くまもと家庭教育支援条例というものに基づきまして、親としての学びを支援する講座の充実を図るとかいうふうに書いてありますが、この辺りは竹熊委員ですとか橋本委員などのご指摘を踏まえたものであります。また21行目のところからありますが、県は学校などがこどもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供するというのも書いています。

続いて24行目のところから(3)の安心して働ける職場環境づくり等ということでありまして、27ページ目のその続きであります。これの7行目のところをご覧いただきますと、徳富委員のご指摘も踏まえまして国と連携したワークルールの周知などにより、長時間労働の是

正や働き方改革を進めるというふうになっている他、12行目のところですね、子育てのために休暇を取る方とこどものいない方との間で社会的な分断が生じないよう啓発に努めますというふうに書いています。

次の15行目のところをからが県庁での率先的な取り組みということで縷々書いておりまして、25行目のところですね、県庁での率先的な取り組みの上ですね、知事自ら先頭に立って企業団体との対話を重ね、安心して働ける職場環境づくりの実現を推進しますというふうに書いています。

続いて37行目のところから(4)のひとり親家庭への支援ということで、28ページ目のところの6行目のところの最後の方であります、経済的支援の他、各家庭の親子をそれぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、資格取得支援、就労支援などが適切に行われるよう取り組みますと、また、こどもに届く生活・学習支援を進めますというふうに書いています。

続いて29ページ目の1行目のところからが5の特に支援が必要なこどもへの支援ということで、3行目のところでありまして、まず(1)のこどもの貧困対策ということでありまして、11行目のところに、それぞれの夢に挑戦できる環境の整備などを書いていきます。

続いて35行目のところからが(2)の障がい児支援・医療的ケア児等への支援ということでありまして、この辺りは堀委員ですとか尾道委員からのご示唆をいただきまして、次の30ページ目の方も続いているわけですが、これの22行目のところ、福祉と教育機関が連携した上で、早期療育を推進するとともに、24行目の最後でありまして、インクルーシブ教育の実現に向けた取り組みを一層進めますというふうに書いています。

また、28行目のところで、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援ということを書いていきます。

続いて33行目のところから(3)ということでありまして、まず35行目のところから児童虐待防止対策等のさらなる強化ということでありまして、その続きが31ページ目の方にあるんですが、これの1行目のところから縷々書いていきますのが、言わば市町村と児童家庭支援センターと児童相談所というところが有機的に連携した3層構造の児童相談体制により子育てに困難を抱える世代に対する包括的な支援体制の強化を行いますというふうにしていきます。

続いて、同じページの30行目のところですね、児童相談所が一時保護や措置を行う場合などについて、堀委員の方からのご指摘も踏まえまして、児童福祉法に基づく児童相談所などによるこどもの意見聴取などを行っていきますというふうに書いていきます。

続いて32ページ目の15行目のところからイということ、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援ということでありまして、これの22行目のところでありまして、家庭養育優先原則に基づきましてこどもが温かい家庭環境の中で豊かな愛情を注がれて育つように、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿として里親だとかファミリーホームの確保・充実を進めますというふうに書いていきます。

続いて33ページ目の方の、9行目のところでヤングケアラーへの支援ということを書いていきます。

続いて20行目のところから(4)ということ、こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組みということでありまして、まず自殺対策の関係ですが、26行目のところですね、誰も自殺に追い込まれることのないよう生きることの包括的支援としてこども・若者への自殺対策を強力に推進しますというふうに書いていきます。

34ページ目の方をご覧くださいと、これの1行目で、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備ということを書いていきますし、7行目のところで、こども・若者の性犯罪・性暴力対策ということを書いていきます。

あと21行目のところで、犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備ということであり

まして、25行目のところですが、特に子どもが犯罪や交通事故の被害に遭わないよう通学路の見守りカメラの設置や防犯ボランティア団体、地域のスクールガードによる登下校時の見守り活動の支援を検討しますというふうに書いています。

続いて35ページ目の5行目のところですね、非行防止と自立支援ということで書いております。

続いて36ページ目のところからが、第4の子ども施策を推進するために必要な事項ということでありまして、まず3行目のところからが子ども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見を反映していきますということを書いておりまして、まず8行目のところですけども子ども・若者の意見を政策に反映させるための取組みを推進し、子ども・若者の意見の政策への反映を進めますというふうに書いております。また、この中の30行目のところですね、堀委員からのご指摘も踏まえまして追記してありますが、子どもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようにするため、子どもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法で子ども政策に関する十分な情報提供を行うとともに、意見表明を行う際にも必要な支援を行うよう努めますというふうに書いています。

37ページ目の方で、13行目のところで当事者・関係者の意見の反映ですとか、あと18行目のところで所管業界との職場環境づくりに関する意見交換ということを書いています。

続いて25行目のところからが2の子ども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援ということでありまして、これの一環として38ページ目でありますけれども、これの1行目の途中から、子どものことが好きで子どもや子育て当事者に関わる者がそれぞれの希望に応じて結婚、妊娠、出産、子育てができるように支援しますというふうに書いている他、3行目のところですね、幼児教育・保育を担うスタッフ全員が子どもに笑顔で接することができるよう、この5行目の方ですけども、国に制度改正を求めるとともに、県としても幼児教育・保育を担う人材の育成及び体制整備を進めつつ、幼児教育・保育で働くことのよさとかすばらしさを積極的に情報発信していきますというふうに書いています。

18行目のところで3の子ども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成ということでありまして、これの28行目のところでありまして、特に子ども食堂ですとか地域の縁側など、子どもが気軽に集える地域の居場所づくりを支援するなどして、子どもや子育て世代と地域との繋がりを強めて、ちょっと飛ばしますが、地域全体で子どもの育ちを応援する気運醸成をしますというふうに書いています。

あと35行目のところですけども、子ども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開などを行っていきますというふうに書いています。

続いて39ページ目の3行目のところでありまして、4のその他の子ども施策の共通の基盤となる取組みということで、5行目のところのようにエビデンスを活用していきますということの他、20行目のところですが、地域における包括的な支援体制の構築強化ということを書いていまして、その一環で、31行目のところですけども、市町村における子ども家庭センターの設置支援を進めていきますというふうに書いています。

38行目のところで(3)というふうに書いてありますが、これが40ページ目の方をご覧くださいまして、これの3行目のところで子育てに係る手続き・事務負担の軽減のことを書いているのと、あと10行目のところですね、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信ということで、このあたりについては、岩永委員、橋本委員、柴田委員、富永委員の方からもご指摘をいただいていたところを反映しているところであります。

続いて19行目の5の施策の推進体制等ということで、21行目のところで(1)本県における推進体制というのを書いていますが、23行目のところを読み上げますと、子ども・子育てを地域全体で支えるためには、行政や県民、事業者が連携して子育て支援などに取り組んでいくこと

が大切であるため、県、市町村、子育て当事者、教育・保育等を行うもの、県民及び事業者の責務や役割を、熊本県子ども輝き条例等を踏まえて次の通り明確にしていきますというふうに書いていまして、まず、県の取り組みは32行目のところからであります。県はこどもまんなか熊本の実現に向けて、こどもに係る施策を計画的、かつ総合的に推進していきますというふうに書いていまして、具体的にはというところで諸々書いているんですが、例えば、この41ページ目の方に移りますと、これの7行目のところの途中からであります、毎年秋頃を目途に具体施策編の改訂版の中間整理を行い、関係部局の予算要求などに反映するとともに、春頃を目途に改訂版を公表しますというふうに書いています。また県の取り組みに関しましては19行目のところですね、県は本計画の内容についてこどもを含めた県民の理解が深まり、県民がそれぞれの立場で取り組みを進めていけるよう、広報とか啓発、必要な支援に努めていきますというふうに書いています。

続いて22行目のところに市町村の役割というふうに書いていまして、24行目であります、子育て支援などに取り組む人材の確保とか育成を図り、適切な子育て支援などに関する施策を実施するよう努めることが期待されますということなどを書いています。

30行目であります、子育て当事者は子育ての第一義的役割を担うものとしてこどもに愛情を持って接し、大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めることが期待されますということと、34行目あります、こどもの教育・保育等を行う者は、こどもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、こどもの育ちを支援していくよう努めることが期待されますというように書いています。

37行目で県民と事業者の役割というのを書いていまして、県民とか事業者はこどもを地域及び社会全体で育てていくという認識のもと、こどもの育ちを支えていくよう努めることが期待されますなどということを書いています。

続いて20行目のところからが、この42ページ目の20行目のところからありますが、数値目標と指標の設定ということでもあります。前回の会議の中でお伝えしましたように、この中間整理の段階では具体的な指標案などについては置きませんが、方針としましては、23行目で書いていますように数値目標は、総花的に羅列するのではなく、戦略的に施策が進められるように、基本方針編の体系とか柱立てに沿って構造的に設定していきますなど書いています。

33行目のところから(3)の市町村子ども計画の策定促進、市町村との連携ということでありまして、43ページ目の方に移りますと、これの3行目あります、こども施策に関する計画を市町村子ども計画として一体的に策定する市町村を積極的に支援しますというふうに書いていますし、あと8行目のところですね、これの途中からあります、市町村の取組状況を把握し、その取組みが促進されるよう、また地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、必要な支援などを行っていきますということを書いていきます。

あとは13行目のところで安定的な国の財源の確保ということで、国への要望を引き続き実施していきますというふうに書いています。あと31行目のところですが、別添とか、教育・保育の量の見込みとか、あと参考資料とか、そういったところは中間整理時点では記載しないというふうに書いています。

続いて資料の5の方を開いていただきまして、こちらは計画の中間整理案というものの概要紙でございます。今後、例えば議会とかに報告するときなどにもこの概要を用いるような予定でありまして、内容は、先ほど資料4の素案の本文の方でご説明したものと重複するので適宜割愛させていただきますが、まず、一番上の計画策定の趣旨というところからありますが、こどもまんなか熊本を実現するための基本的な方針、重要事項などを示すものということです。書いていまして、そのすぐ下の点線囲みですけれども、1つ目のマルは、これまでの経緯のことを書いていまして、2つ目のマルは中間整理後の動きのことを書いております。

続いて左下の方で、この2の計画の位置付けというのを、図とともに書いている他、後は左下の3の計画期間ということで、5年間ということを書いています。

あとは右下の方は本県の現状と課題ということで、先ほど素案の中でご紹介したのと同じです。割愛します。

続いて次のページですね、委員の皆様には裏面の方ご覧いただきたいと思いますが、5の計画が実現を目指すこともまんなか熊本ということで、これも先ほどご紹介したものと同じですし、あと6の基本的な方針というところも、先ほど文面でお示していたものと同じものを入れております。

7のこどもまんなか熊本を実現するための施策例ということでありまして、これも先ほど計画の中間整理案で私の方からご説明した箇所を中心に、主な施策例というのを列記してるところであります。ここでは熊本のオリジナリティですとか、熊本ならではの課題に対応するものもピックアップしているというところもございます。この左下のこども施策に関する重要事項というところの中ですね、例えばライフステージを通じた支援というところで申し上げれば、この中で括弧書きで書いていますけれども、自然豊かな農業県として地産地消の食育推進ですとか、こどもの農林漁業体験の推進など、遊びや体験活動の推進をしていきますということを書いていますし、あとはTSMCなども踏まえまして、在留外国人のこども・若者への支援ということ、あとは本県の渋滞の状況などを踏まえまして、公共交通の利用環境改善とかいうことなどを書いているところでもあります。あとは下の方の真ん中辺りですね、あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援ということの3つ目のところでもありますけれども、知事の公約の中にも記載があったところでもあります。県庁が率先して働き方改革を行った上で、安心して働ける職場環境づくりを推進していきますというようなことを書いています。右下の方ですね、こども施策を推進するために必要な事項ということで書いていますが、この3つ目の四角囲みでも書いていますけれども、本県独自の取り組みということで地域の縁側とかもありますが、そういったものを通じて地域で子育てを応援する気運醸成ということを特出して書いています。

この紙は以上なんです。あとは関連する部分があるので参考資料の、ちょっと飛んであれなんです。参考資料のですね、2と3の方をちょっと見ていただきたいんですけども。これは何かといいますと、参考資料2については推進体制の概要ということで、資料4のですね中間整理案の40ページ目の内容をまとめたものということであります。先ほどお伝えしたように、本県の子ども輝き条例をベースにしたものであります。図式化しているということで、ご承知おきいただければと思います。

また、参考資料の3の方もちょっと関連してご覧いただきますと、ロードマップイメージということでありまして、これまでの会議で出てきたものと基本同じではあります。この中ですね、③の推進本部の欄のですね、1月の欄の方ですけれども、これまで推進本部で計画を策定し切るような前提だったところ、県の規程上ですね、議会の議決が必要なものであったため、1月の推進本部は、あくまでこの赤字にも書いていますが、コメ書きですね、計画案の策定までとしまして、2月に議会の議決していただいた上で、その後に計画の公表というふうにしております。説明長くなりましたが私の説明は以上です。

(八幡委員)

はい素晴らしいご説明ありがとうございました。もうなかなかですね、これだけのボリュームのものをこれだけ限られた時間でご説明いただけるのは竹中課長において他にないと私は認識しております、ありがとうございます。

それではここから委員の皆様からのご意見、ご質問をお受けしたいと思います。修正に関す



るご意見などがございましたらできるだけ具体的に修正案をお示しいただけるとありがたいと思いますが、今のご説明の中にもありましたけれども、市町村の役割ですとか、それから地域の役割ということも書き込まれているところがございます。

本日、ご多用の中ご出席をいただいております、佐藤委員からまずは口火を切っていただくと、ありがたいと思います。

(佐藤委員)

まずこの1時間、お話を聞いておってですね。どこまで頭に残ったのかなということをおっしゃるんですけども、本市の部分については、これだけやっぱりまとめていただいて、すごいなという反面、こういうことをやっぱり日々やっていくことが、子育ての本来の姿に繋がるのかなということは感じたんですけども。特に、今お話がありましたように、その町村とか或いは地域との関係、これはより深くしていただくということは、本当に大事なことであると思っております。と申しますのは、やっぱり熊本市のこういう大都市と違って、地域の方では、だんだんだんだん少子化というのがもうきめんに現れてきてまして。もしそれを小中高まで、うまく子どもたちの成長を見守っていても、そのあと独立をするときに、どうしても、前にもちょっとこの中にも入ってると思いますが、働く場所について、やっぱり定住化、そしてまた、熊本に残って、その自分の力を発揮できるのかというようなことが、まだまだその社会体制には至ってないんだということを感じているもんですから、その辺のところも課題の中に入れていただいてありがたいなと思っております。

そのようなことで、あとは市町村、それぞれ財源の問題もありますので、この締めくくりの中にもありましたように、国の財源をしっかりと確保して、1つ1つの政策について具現化をしていくということは最も大事なことだと思っておりますので、我々も一緒になって、これからしっかりと取り組んでいきたいと思っております。答えになったかどうかわかりませんありがとうございます。

(八幡会長)

ありがとうございます。

ぜひ市町村の支援というものはどうしても欠かせないと思っておりますので、ぜひお力添えをお願い申し上げたいと思っておりますし、財源の確保という点に関しましては県の方でのお力添えもぜひお願いを申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

はい。他の委員、いかがでしょうか。ご説明の中にもありましたように第2回の会議のときに論点となったのがいくつかあったと思うんですね。例えばキラキラ輝くってというのはちょっと抽象的だったというご意見をいただいたわけですが、それについてはすべての子ども・若者が幸せに暮らし、成長できるという理念を、そういう言葉で表しているというご説明だったかと思うんですが、この辺りのご理解でいかがでしょうか。堀委員、大丈夫でしょうか。

(堀委員)

はい。ありがとうございます。今ご指摘いただいた部分については、キラキラ輝くってことの意味が非常に具体的にわかる形で示していただきましたので、大変ありがたいなというふうに思いました。

(八幡会長)

他には何かご意見はございませんか。大丈夫でしょうか。

(堀委員)

はい、ありがとうございます。

いろいろな意見をですね、しっかりと盛り込んでいただいて、大変な作業をしていただいたなというふうに思って、本当に敬意を表する次第です。

そうですね。私のずっと考えてきた部分との関連で言えば、1点は障がいのあるこどもの支援の部分ですね。ライフステージに沿ったの部分、何ページでしたか。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

17ページ目30行目とかが1つ、障がいの関係はありますが。

(堀委員)

はい。そうですね。17ページのところでしたね。確認してから後で発言します。すいません。

(八幡会長)

ありがとうございます。他の委員の方のご意見いかがでしょうか。

あとはもう1つ論点としては、計画の基本的な方針の順番ですね。こどものことを最初に持ってきて、子育て当事者から関わる方、それから施策の面に関する行政の役割を最後の方に持ってきていただいたというように項目立てを修正していただいたわけですがけれども、この辺りもご了解いただけますでしょうか。小岱委員、何かこの辺りご意見等、ここでなくても構いませんけれども、今回のことに関して何かございませんか、大丈夫でしょうか。

(小岱委員)

はい。修正案で私はよろしいと思います。

ちょっと余りにも範囲が広すぎます。私としては、出産前から小学校までが、守備範囲になっております。その辺に一番投資すべきと思います。後でするよりも効果はかなり大きいかなと思います。

それと先日、玉名市でも子育て会議がありました。県との連動性と言いますが、よく市町村であれば計画できたらそれで終わりということはよくありますので、それを実際に気運を醸成するという意味では、どういうふうな方策を考えておられるかなと思います。先日、8月に玉名市で市の園長会が、玉名市の市議員と県議、それと国会議員の方を呼んで、それに市長、玉名市の子育て委員の人を呼んで、フォーラムを開いたんですが、かなり好評でした。せめて、関心を持ってもらうだけでも、よかったかなと思っております。そういう気運を醸成するような方策が、これから求められてくるかなと実感しております。以上です。

(八幡会長)

ありがとうございます。

そのような会議ですか出向く型でいろんなところから意見を聞いていただく機会を持っていただくとか、そういうことがですね、広がっていくだけでも随分県民の方の意識を変えるきっかけにもなっているのかなあと思ったりもしております。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。香崎委員からもいろいろ意見をちょうだいしておりますが、いかがでしょう。

(香崎委員)

はい。ありがとうございます。

私も本当に多くの内容ですね、こういった1つに盛り込んでいただいて、ちゃんと整理をしていただいたことに本当に深く感謝いたします。ありがとうございます。やっぱりこれから、これをどうやって具体化していくのかっていうこととか、やっぱりそれを広く、小岱委員とも重なりますけれども、広く周知していくのかってみんなに対して、これをここだけではなくて、これ以降のことってのがとても大事なんじゃないかなというふうに強く思います。ここでできてっていうところではなくて、それをこどもも含めてですね、大人だけではなくて、これが今を生活しているこどもたちに広く自分のこととして考えてもらえる機会を、いかに作り出していかってという、具現化していくことが非常に大事なかなというふうに感じました。内容としてはもう本当にたくさんのご意見を盛り込んでいただいてありがとうございます。

(八幡会長)

ありがとうございます。

もうこれからどうしていくかというようなお話にまでですね、踏み込んでいただいてご意見をちょうだいし始めているところかと思えます。私の方も中間整理案の方ですか、2回読み込みをさせていただき、1回は内容について、2回目はそれを読んだときにわかりやすい表現になっているかという点に関してですね、確認をさせていただいて、意見を出させていただいて、お答えもいただいているんですが、あえてちょっともう1回だけ確認をさせていただきたいのが、中間整理案②の5番目の項目の中にある、社会的価値が創造され、というところなんです。皆様がこの言葉を読まれて意味がおわかりになりやすいのかな、大丈夫かなというところだけをちょっと。だから例えばここはご説明では例えばこども・子育ての価値が県民に共有されていうようなことを確かご説明いただいたかと思うんですけれども。その5番目の内容のマルが3つあるところの、最後のところにですね、全ての県民にとって社会的価値が創造されていうところは、ずっと読んだときに何これっていうのがちょっと、おわかりになればこだわりませんが、例えばこども・子育ての価値が共有されとか、ちょっとその辺の書きぶりを、内容についてどうこうではなくって、ずっと読んだときにわかりやすい表現になるといいんじゃないかなっていうところだけちょっと。はい。ご検討いただけるとありがたいかなというところでございます。

よろしいでしょうか、他にご意見。はい。お願いいたします。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい、子ども未来課長でございます。

今ほど会長の方からご指摘いただいたところに関しまして、こちらの事務局サイドとしての考え方として、こういう前提で書いていますということでご紹介させていただきますと、この社会的価値といいますが、まずはこの同じ5のですね、2つ目のマルのところでは書いていますけれども、こどもまんなか熊本の実現によりまして、こども・若者が、尊厳重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じて意欲と能力を生かすことができるようになるとか、あとは、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うということに繋がっていくということ、それは、要はこども・若者、子育て当事者の幸福に繋がるということが1つの価値であろうということでもありますし、さらにはその結果としてですね、少子化とか人口減少の流れを大きく変えるだとか、もしくは社会経済の持続可能性を高めることに繋がるということ、これもこれで社会的価値であろうということでもありますので、それを包括的に言っていくと、すなわちという言葉でつないでおりますが、こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとつ

て社会的価値が創造されるということに、そういうふうにいえるんだろうというふうに思います。

そこで今、会長の方でおっしゃっていただいた社会的価値の前にですね、こども・子育ての社会的価値が創造されるというふうに、こども・子育てのっていうふうに入れたときにですね、どちらかというそれは、こどもまんなか熊本っていうその全体的な取り組み、それをこども・子育て施策に限らず、働き方改革だとか、いろんなことも通じた上でですね、このこどもまんなか熊本の実現というところにつなげていこうとしてるところでありますので、ちょっと、何か少しこう限定したような表現をここで入れると、少しまた違った意味にとらえられてしまいかねないかなというところが少し懸念されたところでもございます。あとこの辺りの表現、国の方でこども大綱というのを作っていく過程においてですね、いろいろ議論を経た上でこういった表現が使われているということも参考にさせていただいてですね、こういった言葉にしておりますので、もしこういった言葉で、一旦今ご説明したような方向でですね、問題ないようであれば、この文言でそのまま活かさせていただいたら大変ありがたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(八幡会長)

もうそれで、はい、ありがとうございます。では原案通りとさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。他にご意見がなければ。

堀委員お願いいたします。

(堀委員)

はい。先ほちょっと指摘をしたかったところなんですけど17ページの部分ですね、これにつきまして、30行目でしょうか、31行目のところでしょうか「小中高各段階に応じて、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学び合うインクルーシブ教育を」、というふうに書いていただいています。一方、30ページの23行目では、「可能な限りともに学び育ちあうための条件・環境整備」ということがあって、そのあとに「一人一人のこどもの多様な学びの場」という書きぶりになっているかと思います。少し、この2つの部分の書き方が違うところがありますので、私としては、文科省の文章、「可能な限りともに学ぶことを追求するとともに」、ということがまず前段としてあって、こちらがむしろ重要な理念なんだと思うんですね、インクルーシブの。そして「一人一人のニーズに合った教育をきちっと保障」していくんだというか、そういう流れで書かれているのが基本だと思いますので、ここを30ページの方に合わせていただくと、その方が私としてはありがたいというふうに思っています。

というのは、学園大はたくさん障がいのある学生さんが学んでいまして、私は障がい学生支援の委員をずっとしてきてるんですが、特に脳性麻痺とか車椅子使ってる学生さん、肢体不自由の学生さん多いんですけど、地域の学校でね、みんなと一緒にともに学びたかったけれどもどうしても受け入れてくれるところがなくて、そして、もうやむなく支援学校に行きましたって、とても辛かったですという経験を何人もの学生から僕は聞いてます。大学に来れば、障がい学生支援の仕組みがあって、他の学生と一緒に学んで、社会福祉士を取ったりとかですね、非常に能力を伸ばして社会で活躍してくれてるんですけども、全盲の学生とかもそうですし、聴覚障がいの学生もそうなんですね。ですから、やはり可能な限り本人が希望するところで、ともに学べるっていうか、そういうことがもう一番、私は重要なインクルーシブ教育の理念だと思いますので、ちょっとその趣旨を少しわかるような形でライフステージに応じた支援

の中に盛り込んでいただけるとありがたいというふうに思いました。

それからもう1点関連してなんですが、私はマイノリティーの学生たちの支援ずっと関わってきたんで大学の中でも、いわゆるトランスジェンダーといいたいでしょうか、そういう学生とかの支援もやってきました。小学校中学校とか、こども時代とでもつらかったと、いろんな差別を受けたりいじめを受けたり大人にも理解してもらえなくてっていうそういう学生たちもいますので、そのあたり、特に支援というかニーズっていうかそういうことがあるこどもの中に性的少数者のこどもっていうのも入れていただけるとありがたいなと思います。ちょっと今、このことは考えたところだったので、事前のところでお伝えできず申し訳ありませんでした。以上です。

(八幡会長)

はい。ありがとうございます。

文言の整理の件は対応いただいてもよろしいでしょうか。事務局いかがでしょう。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

子ども未来課長でございます。

今2点ご指摘をいただいております。1点目の方は、教育委員会の担当の方もいますのでまた後程でありますけれども、2点目のことに関しましては、この中間整理案の13ページ目の方をご覧いただきまして、これの中の15行目の一番最後の方ですね、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるように努めますというふうに書いておりして、こういったところで、堀委員としては先ほどご指摘のところに答えているというような理解でいいかどうかというところを、まずお伺いしたいです。

(堀委員)

はいありがとうございます。はい。こちらに加えて、できましたらライフステージに応じた支援というところでも入れていただけるとありがたいかなというふうに思ったところでした。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい、子ども未来課長でございます。ご指摘ありがとうございます。

念のためなんですけど、そこでおっしゃっている、ライフステージに応じた支援というのは例えばどのようなイメージのものかをお伺いできれば幸いです。

(堀委員)

はい。これは障がいのあるこどもたちとも、或いは外国から来ているこどもたちも非常に共通するところがあるというふうに思うんですけども。1つは、周りの大人ですね、これは親とか、或いは教職員、その他の大人含めて、きちんとこのSOGIと言いますけれども、そういった性と人権の事柄について理解をするという、そういう啓発をしっかりとやっていくと、ここ書いていただいている部分かなというふうに思うんですが、そういうことが1つあるというふうに思います。

それから、これは学校の中でやはりこどもたちがいじめを受けているケースって非常に多いと思いますので、学校の人権教育の中で、きちんとした取組みをしていただきたいということがあります。

それから、3つ目は、ここで一応相談体制ということで書いていただいているんですが、実際

に学校などでいろいろな悩みを抱えたりした場合にですね、専門的な或いはいわゆるアライとしての立ち位置や知識を持った方が、きちんと相談に応じて、伴走してもらえるような、そういう支援が必要になってくるというふうに考えています。障害者差別解消法のことはこう書いていただいて、まだ性的少数者の差別解消法はできてはいないんですけども、この問題について、非常に大事な問題であるという認識は社会に広がっていると思いますので、先ほどの障がいのところと合わせて、そちらにも書いていただけるとありがたいというふうに考えたところでした。

(八幡委員)

ありがとうございます。そのあたりの対応、お願いしてもよろしいでしょうか。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はいご指摘ありがとうございます。一応今文面の中でですね、すでに書いてあるところについて、一旦ご紹介させていただきますと、この性的指向云々とかいうことに特化して書いたところは先ほど13ページ目のところをあたりというふうに思いますが、それに特化したものではないにしても17ページ目の方をご覧くださいまして、これの11行目のあたりですね、いじめは絶対許されないという認識を用い、そのいじめの未然防止や早期発見解消を図るとともに、相談支援体制の充実に取り組みますということを書いて、16行目の方をご覧くださいまして様々な人権問題を、自分のこととして考え行動できる態度を見つけるための人権教育に取り組みますというふうなことを書いております。いわばこういったところの中でですね、先ほどご指摘のところというのは、読み込める部分があるんじゃないかなというふうに思いますが、こういったところで読み込めるかどうかというところでいかがですかね。

(堀委員)

はい、こういったところと関連しているところだと思うんですが、やはり大人目線といいましょうか、大人からどういうふうにかどもたちの環境整備に取り組むのかとか、或いは教育に取り組むのかという大人目線の部分で、こども目線からの、いわゆる支援とか理解のニーズにこたえるって言いましょうか。その部分がさっきの障がいとか、特別なニーズのあるこどもたちの支援の部分だったように私は理解していますので、そちらにも書いていただけるとなおいいのではないかという意見です。

(八幡会長)

ありがとうございます。

成育状況をライフステージという言葉に置き換えたときに、障がいを持つとか、育つことにちょっと困難な様々な状況を抱えたこどもってというようなニュアンスが、ちょっと弱まったところもあったのかもしれないですね。そのあたりの様々な一人一人のこどもの困難、それに寄り添う対応というところにも目配りできるような、そういう文言が入ると、堀委員の言われるところに合うのかなあと思うんですけども、その辺り、今一度ご検討いただく余地がありますでしょうかね。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい。ご指摘ありがとうございます。またそのあたりご指摘を踏まえまして、検討しまして、少し短期間での確認になるかと思っておりますけれども、その辺りぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

1点目の方についてですね、インクルーシブ教育のお話のところがございましたが、少しその部分の担当のものに代わりたいと思います。

(熊本県教育委員会特別支援教育課 松本課長)

失礼します。県教育委員会特別支援教育課の松本と申します。お世話になっています。

先ほど堀委員からご指摘ありましたインクルーシブ教育システムについてですが、先ほどもおっしゃっていただきました通り、文科省では、基本的な方向性として、障がいのある子どもと障がいのない子どもとができるだけ同じ場で学ぶことを目指すべきこと、それともう1つ、それぞれ子どもたち一人一人が、学習の充実に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を行うこと、これを両輪として進めることが示されています。県教育委員会としても同様の方向性に沿って取り組みを進めているところですので、文言の追加は適切かと思うところです。

また、県教育委員会として、可能な限り同じ場で学ぶことを目指していますが、特別支援学級で学んでいる子どもたちの中には、成長に伴って、適宜学びの場の見直しを図ることも進めています。学びの場を固定して考えるのではなく、子どもたちの可能性をしっかりと引き出しながら、インクルーシブ教育を進めて参りたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。以上です。

(八幡委員)

はい。ありがとうございます。

では、いただいたご意見も踏まえて今後、微調整が生じるかと思えますけれども、そのあたりは会長である私と香崎会長代理、このあたりで確認をさせていただき、最終的には委員の皆様にもご相談を申し上げる形で完成版といいますか、を整えさせていただく段取りに入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

なお、完成した中間整理の内容は今後県議会の方にご報告されることが予定されていることでございます。このこどもまんなか熊本・実現計画につきましては、中間整理の議会報告後、事務局から先ほどご説明がありました通り、この中間整理に対するパブリックコメントに加え、こども未来創造会議等でさらにご意見を伺い、熊本県子ども・子育て会議で審議をし、最終的に「こどもまんなか熊本」推進本部会議において、こどもまんなか熊本・実現計画として策定される予定であるということでございますので、その旨ご承知をいただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、一応このような内容でまとめさせていただくということでご了承いただきました。時間の方がちょっと10分ほどですね、あるのですけれども、何名かの委員の方から、今後の方向につきましても、もうすでに意見をいただいているんですけども、今後このような施策に盛り込んで欲しいことですね、そのような盛り込むべきと考えられる事項などがございましたらいくつか自由にご意見をちょうだいしたいと思いますけれども。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

会長申し訳ございません。すいません。先ほど資料として1つだけまだご説明していないものがございますので、そちらについて先にざっとご説明した上で、今、会長の方でおっしゃっていただいたところも含めて皆様からご意見などをいただくような形でもよろしいでしょうか。

(八幡会長)

はい。ありがとうございます。ではそちらの方お願いいたします。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい。それではですね資料の6の方をご覧いただきたいと思います。こちらは中間整理が取りまとまった後にですね、こども・若者、子育て当事者などからご意見を聞く取り組みということでまとめているものでございます。

1ページ目の方をご覧いただきたいと思いますが、これは①の出向く型というのはこれまでも行ってきたものですが、今後も随時行っていきます。②のこども未来創造会議の座談会型というのは、これから新しく行っていくものでありまして、こども・若者等、当事者、関係者等で、モニターを公募により募集しまして、座談会型で10月上旬以降に行う予定です。また③のパブリックコメントをということでありますが、その中間整理のわかりやすいような概要など作りまして、それでこれから10月の中旬から4週間くらいやっていくようなイメージであります。またその下④の経済界・労働界ヒアリングということでありますが、これも10月か11月のどこかで行いたいというふうに思います。また⑤のこどもまんなか応援団ということで、今後も随時行っていく予定でございます。

続いて2ページ目の方ご覧いただきまして、パブリックコメントの周知ルートに関してであります。これ①から⑤と書いてありますけれども、いろいろな関係各課にもご協力いただきながら、あとは市町村等にもご協力いただきながら随時やっていく予定でございます。

また3ページ目のところが、チラシということでありまして、関係機関だとか施設にパブリックコメントのチラシデータなどを配布しまして、広く周知していくということで書いております。私からの説明は以上でございます。

(八幡会長)

大変失礼いたしました。

ただいまのご説明について何か、今後の日程等に関しましてご質問等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。はい。なかなかまだ、これからのステップもいろいろあるなというふうに思いながら拝聴いたしました。では、どうぞよろしくお願い申し上げます。

予定していた議題は以上ですね。あとは各委員の皆様から何かございませんか。それから事務局からも何かございましたらお願い申し上げます。はい。お願いいたします。

(岡田委員)

幼稚園連合会の岡田です。今回3番目にこどもを取り巻く者たちの幸せみたいなことを言っていたいただいて、本当に不適切保育だとか、私たち、子供たちを見るものたちが、おっかなびっくりで保育を行うような状況が起こっています。そんな中で、こうやってこう、こどもの幸せだけじゃなくって、こどもを取り巻く大人の幸せをも願っていただけたということで、とても自尊心っていうか気持ち上がるだろうなというか、すごく、本当、日本の中でも先駆けてるんじゃないかなって思うような、とても嬉しいことだなと思って、ありがたいなと思っていたところなんです。

1つだけ気になったのがですね、乳幼児健診なんですけども、多分各市町村の中でばらつきが多分あると思うんですよね。例えば宇城市とかになると、3歳児健診のあとはそのあとは、希望者は4歳児の相談を受けられますけども、あとは就学前健診というふうに2年とか、3年とか間がボンって空いてしまうので、でもやっぱりその、例えば児童相談所とかと関わるとかあと、障がい、もしかしたらとかいうようなことって、3歳から就学前に一番相談が多くある



ことでもあるので、なんかその、その健診のところを切れ目ない健診とか、何かその、もうちょっとこう密に健診がこう、ばらけてこう、3歳までは結構ですね、たくさん健診ありますけれども、そのあとの健診がもうちょっと、設定するといいなと市町村が思ってくださいようなですね文言になるとっていうか、そういうふうなことになると、またより良くなっていうふうに感じたところでした。

(八幡会長)

ありがとうございます。その辺りも対応が可能でしたら、ご検討をお願いできればと思いますが。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい、今おっしゃっていただいたのは、基本方針の中間整理案をどうっていうことではなくて、今後の具体施策編とかを考えていくに当たりまして、留意してもらいたいということで承りましたので、そういった方向で、またそのご意見を踏まえた上で、また考えていきたいというふうに思います。

(岡田委員)

はい、私の頭の中では、24ページのどこかに切れ目ないっていうのが一言入ればいいなというイメージでした。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい。ご意見ありがとうございます。

切れ目のないというところまで書けるかどうかというところも含めてですね、また個別にご相談させていただいた上で、結構短期間の話になるかと思いますが、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

(八幡会長)

よろしいでしょうかそのように。はい。ありがとうございました。

他に何か今後の取り組みも含めて。

藤山委員お願いいたします。

(藤山委員)

保育協会の藤山です。よろしく申し上げます。

今回ですね、たくさんの、私達幼児教育・保育現場の現場の声や人口減少における保育所が閉園になってしまうようなところのこともこの内容の中にも入れてくださって本当にありがとうございます。ありがとうございます。

こどもってやっぱり、調和の取れた種を全部持つてると思うんですよね。それは指導して大きくなるものではなくて、周りの大人がどうケアし育てるかということが大事だと思うんですよね。その中で、やはり世界の中でも、すごく自己肯定感が日本のこどもって低いつて言われているように、その自己肯定感をもっともっと上げていけるような、子育てをしていかなきゃいけないんじゃないかなと思うし、そんな環境を作っていくのに、私たちに大人の力が必要かなって思うところなんです。それで、こどもの力を伸ばす具体的なものは、受容と応答だと思っていますし、受けとめた分だけ開花していくと思うんですよね。だから環境づくりの中でやっぱりお母さんたちが悩んでるところを、相談する場が必要になってくるのかなって思います。うちの

保育士が今回、子どもを産んで育てていく中で、園長先生がこどもって宝だよってというのが自分が子どもを産んで、育てたときに初めてこのこどもは宝だというのを感じたって言うてくれました。でも、今度は今子育てで悩んでいることをどこに相談すればいいかわからないので、今回保育参観の中で、県の「親の学び」を利用させていただいて、その中で、アタッチメントの大切さなど子育てにおいてすごく大事なことを第三者の方から言ってもらおうと思っています。子どもを産むことのすばらしさ、育てることの楽しさがお母さん方の口コミから県民の皆さんに広がっていくんじゃないかなって思います。ご意見を聞かせてくださいって、最後にさっき見せていただいたようなものを活用させていただいて、子育てって本当楽しいという回答が来ること私も願っているところですので、ぜひ、いろんな声を聞かせていただけたらと思っています。

(八幡会長)

ありがとうございます。

もう幼児教育の段階では、子どもさんの発達の様子も保護者さんも視野に入れてですね、非常に温かいマインドで取り組みをしていただいているんだと思いますね。そうした活動がさらに充実するとですね、ありがたいなと思いますのでぜひよろしくお願い申し上げます。

はい。どうでしょうかあとおひと方お二方くらいご意見お受けしたいと思いますが、いかがでしょう。お願いいたします。

(小岱委員)

ちょっと文言で気になるのは、県の方では、切れ目のない支援と、先ほど質問された、切れ目ない支援ですけど。これ、前から切れ目ない支援が普通だったような感じするんですけどね。だからそちらの方で、どちらか統一というか、切れ目ない支援というのは、私はずっと頭に入ってたので、ちょっと気になりました。

それとやっぱり食、県の方でも食とか、こどもの、今はこどもの抱える課題として、食の問題とか発達障害とか、それとちょっと表にあんまり出せませんけど、やっぱメディアの問題がものすごい大きいですね。だからやっぱこれ小児科の先生の方がかえって深刻にとらえてられておられて、ある市町村では小児科の先生の封筒には、なんか2歳まではそういうメディアとかそういうのは触れないようにしましょうとかそういう地域もあります。だから多分、うちの方でも、できるだけそういう、だからスマートフォンとかに触れるっていうのはある意味じゃもう無免許で高速道路を走っているのと同じだというような言い方をされる方もおられてですね。今現場では、この辺でかなり取り組んでいますが、ちょっといろいろ、こういうとこに載せるのはちょっと難しいですかね。はい。ちょっとこれ私の意見です。

(八幡会長)

はい。ありがとうございます。

はい。何かありますか事務局から。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい、子ども未来課長でございます。

先ほどおっしゃっていただいたメディアとかそういったものに関連しましては、この中間整理案の中の34ページ名の1行目のところですね、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備ということで、書いておりますので、こういったところで、一定その問題意識いただいているところを読み込める部分かなというふうに思ったところであります。

(八幡会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。  
すみません。柴田委員、お願いします。

(柴田委員)

私は、今回のこの委員に、私も参加させていただいて学ばせていただいた、たくさんの方が気づきや学びがとてもたくさんあって、自分の頭が壊れそうになるぐらいにあったんですけど、今日ここに至って、ここに座ってしまっていて感じるのは、このことを私も今、いくつかの町とかでこども・子育ての計画に参画させていただいたりとかしていますし、それから、事業自体も妊婦さんから18歳のこどもまでを支援する側に、事業としてこういろいろやっていますので、こんな中に、今日までに至ったこのそれぞれの思いや、皆さんの出されたので形になってるもの、もう1回読み込んで、私自身のものとして、事業の中に、ちょっとずつ落としていけたり、活かしていけたらいいなとすごく今、何か興奮しながら思っております。ありがとうございました。

(八幡会長)

ありがとうございます。お力添えよろしくお願い申し上げます。  
お願いいたします。

(上田委員)

はい。要望です。市町村との連携とかいろいろ書いてありますので。

すみませんその前にすごくいろんな意見をですね、しっかりまとめてあるなと思いました。もう本当に、敬意を表します。

その中で市町村との連携、書いてあるんですけど、これを今からいろいろと具体的な取組み等を作っていくたりされる中でですね、やっぱり県庁の中でもそうですけど、私立保育と、例えば公立保育がそれぞれの課が違うとか、今どうなってるかわかんないですけど、そういった連携ですね、連携はしっかり取っていただいて、これできたけども、例えば、幼保小中連携やっていく上で、幼保とですね、やっぱ小中、やっぱこれ、ここで教育委員会に変わりますので、非常にちょっとこう、その接続がうまくいかなかったり、やっぱ先生たちは先生たちで、自分たちのテリトリーがありますから、なかなかそこがうまく引き渡せないことが現場では起こっています。ですので、その辺は幼保小中連携っていうしっかり書いてあるのであれば、それがしっかりできるようにしていただきたいと思います。

それと、やっぱりその市町村で、財源問題でですね、やっぱりこの市町村はできるけども、この市町村はちょっと財政的に厳しいからそれができないっていうのが、あんまりそういった、もちろん努力はしなきゃいけないと思いますが、その偏りがですね、あまりないような、何かこう後押し等も考えていただければ、もうこれはこれからに向かっての要望です。以上です。

(八幡会長)

ありがとうございます。

県内のどこにいても、こどもたちが健やかに育てるような環境整備にはお力添えをよろしくお願い申し上げます。

それと先ほどから切れ目のないというお話をいただいていたんですけども、学校の方で言いますと、こどもたちは幼稚園から小学校までは本当に地域に温かく守られて育てている、そ

ういうマインドで育ってくるんですけど、それがですね、中学校ぐらいになるとまたちょっと違うんですね。私は学校教育の中でも、今熊本県がこういう子ども・子育てに関する問題意識を持っているという地域の課題を学校も一緒になって、社会に開かれた教育課程ということですので、ぜひ地域の問題や少子化、福祉、もちろん私も家庭科ですので、家庭科を中心にして先生方に取り組んでいただきたいですけれども、それだけではなくカリキュラムマネジメントを働かせて、学校の教育活動全体で、地域の課題を解決していこうという取り組みにもぜひつなげていただきたいなというふうに、期待をしておりますので、学校関係の方よろしく願い申し上げます。

それからお待ちせいたしました、堀委員、最後をお願いいたします。

(堀委員)

何度も申し訳ございません。

子どもの権利擁護の研究を私はずっとしてきましたのでその立場からちょっと、今後の具体的な施策を検討いただくときのお願いということで、子どもがキラキラ輝く熊本って具体的なイメージもしっかりできて素晴らしいと思うんですけども、輝けないときですね、例えばいじめとか差別を受けたりして子どもたちが苦しんでいる、傷ついているときに、しっかりと子どもが助けてもらえる熊本ってことは非常に大事だというふうに私は思っています。そこで、例えば熊本市の方では、子どもの権利サポートセンターというのを作り上げてですね、学校において子どもたちがいじめや差別などで苦しんでいるときにきちんと、サポートできる仕組みを作っていかれてると思うので、これ大変素晴らしいことだと思います。熊本県で今後、そういった子どもの笑顔っていいでしょうか、それを消さないために、子どもが苦しんだときに助けてもらえる権利擁護の仕組みを、具体的に検討していただけるとありがたいというふうに思いました。これには、例えば子どもアドボケイトのような専門人材の活用ですね、これもぜひ考えていただきたいと思います。地域によっては学校教育への導入が検討始まっているところもあります。そういう子どもの権利擁護の具体的な施策といいましょうか、仕組みといいましょうか、それについて、ご検討いただくとありがたいと思います。以上です。

(八幡委員)

はい。ありがとうございます。という様々なご意見が出て参りましたので、ぜひこれからの施策に活かしていただければと思います。

それではそろそろお時間になりました。まだ意見が言い足りないという方もいらっしゃるかもしれませんが、ここでひとまず議事の方は終了させていただき、事務局にお返ししたいと思います。皆様のご協力、心より御礼申し上げます。ありがとうございます。事務局にお返しします。

(熊本県子ども未来課 緒方審議員)

はい。八幡会長議事進行ありがとうございます。委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

今日いただきましたご意見を修文作業させていただきますが、ちょっと短時間でですね多分、またお願いをすることになると思いますが、またご協力をよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは閉会にあたりまして部長の下山から一言ごあいさつを申し上げます。

(熊本県健康福祉部 下山部長)

本日は本当にお忙しい中ありがとうございました。非常に短い時間でぎゅっと説明させていただきまして、またそれをよくいろいろそれぞれの立場です、ご理解いただきまして、また貴重なご意見をどうもありがとうございました。今申し上げましたように、ちょっと中間整理案には時間のないこともありまして、必要に応じてまた確認をさせていただくと思います。また今後パブリックコメントとかですね、こども未来創造会議などもありますので、そういった意見も盛り込みながら、具体化して、今後どういう、弾込めといいますか、施策を考えていくかということも含めましてですね、引き続き検討させていただきたいと思います。

早速市町村とですね、内容を共有させていただきまして、市町村のこども計画の策定にも早速、活かしていただけるようにというふうに考えております。今回、中間整理を行うにあたり多大なご協力をいただきました。委員の皆様にご改めてお礼を申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

(熊本県子ども未来課 緒方審議員)

最後になりますが事務連絡がございます。本日の議事録につきましては後日、ホームページで公表させていただきたいと、県のホームページで公表させていただきたいというふうに思っています。議事録につきましてはご発言の各委員に事前に確認をさせていただいた後、公表することにしていきますので、そちらも併せてご対応をよろしくお願いいたします。

それから次回の会議の日程につきましては改めて、各位にですね照会をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして令和6年度第3回熊本県子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。

(以上)